

令和8年度 本丸中学校いじめ防止基本方針

いじめの定義

いじめを「当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的、又は物理的な影響を与える行為(ネットを含む)で、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない」とした。

(いじめ防止対策推進法第2条から)

1 いじめに対する基本方針

- 人と人との関わりを大切にし、自尊感情を高める取組を計画的に実施する。
- 日頃から生徒との信頼関係の構築に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにする。
- いじめを認知したときは組織で対応し、保護者と協力しながら、必要であれば関係機関・専門機関との連携の下、その解決に向け迅速・丁寧に取り組む。
- 被害者、加害者相互により解決した後も数ヶ月、経過を見守っていく。

2 いじめ防止等の対策のための組織

- (1) いじめ防止対策推進法に基づく組織(校内いじめ防止対策委員会)
 - ・校長 ・教頭 ・教務主任 ・生徒指導主事 ・学年主任
- (2) 日常的にいじめ問題等、生徒指導上の課題に関して対応する組織(生徒指導部会)
 - ・教頭 ・生徒指導主事 ・各学年生徒指導担当 ・生活学級担当 ・養護教諭
- (3) 必要に応じて組織の構成員を依頼する関係機関・専門機関
 - ・新発田市教育委員会「学校教育課サポートチーム」 ・新発田警察署
 - ・新発田児童相談所 ・新潟地方法務局新発田支部 ・その他(医療機関、弁護士事務所等)
- (4) 組織の役割
 - ・全教職員による全校体制を確立し、いじめの対応に当たる。
 - ①学校の基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ②いじめの相談・通報の窓口
 - ③いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録
 - ④いじめの情報の迅速な共有、関係生徒へ事実の聴取「いじめ」「重大事態」の判断
 - ⑤生徒への指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者や関係機関・専門機関との連携
- (5) 連携のある生徒指導体制
 - ・報告、連絡、相談、記録を徹底し、情報の共有化を図る。
(日々の生徒指導情報、生徒指導情報フォルダ)
 - ・いじめの問題等に関する指導記録をネットワーク上に記録し、生徒の進学や進級、転学に当たっても、適切に引き継ぎと情報提供のできる体制を構築する。

3 いじめに対する取組

(1) 未然防止についての取組

①基本方針

- ・「居場所づくり」と「絆づくり」を意識しながら活動して生徒の自己有用感を高める。
- ・生徒の主体的な活動を通し、生徒の規範意識を高める。
- ・学校の基盤である授業を大切に、わかる授業を展開しながら授業改善に努める。

②通年の取組計画

- ・授業の改善に努め、生徒がわかる・できる授業を展開する進める。
- ・学級活動を中心に、自尊感情や社会性を高めるスキルトレーニングを実施する。
- ・「話す」、「聴く」に重点を置いた、学級活動や授業での話し合い活動を充実させる。
- ・学校生活の様子や指導方針等を生徒指導だより「共生」を通じ、保護者や地域へ発信する。
- ・SOS の出し方に関わる職員研修と授業(自殺予防プログラム)を行う。
- ・SNS 教育プログラムの授業を実施し、SNS でのトラブルを未然に防止する。

③各月の取組内容

期	実施内容	具体的な取組内容	担 当
4 月	・入学式 ・学校生活のきまりの指導 ・生徒会入会式 ・交通安全教室	・（新入生に校歌を披露する） ・学年朝会で生徒に指導（各学年ごと） ・生徒会活動と部活動の紹介（新入生のみ） ・市の交通安全指導員が指導	学校行事部 生徒指導部 生徒会 生徒指導部
5 月	・八里を歩く ・春の交通安全街頭指導 ・いじめ見逃しゼロスクール集会①	・メッセージ交換（異学年交流） ・登校する生徒に交通安全の声かけをする ・アンケートの集計をもとに、いじめについて考える	特別活動部 PTA 生活指導部 いじめ対策委員会
6 月	・地区大会激励会 ・CAP ワークショップ ・命の講演会	・地区大会出場選手を応援 ・1 年生に実施 ・性+命＝講演会（2 年生）	応援委員会 生徒指導部 健康推進部
7 月	・県大会激励会 ・ <u>自殺予防の授業</u> ・夏期休業中の生活指導 ・ <u>小中合同あいさつ運動</u>	・県大会出場選手を応援 ・ <u>自殺予防教育プログラムの実施</u> ・終業式で指導（海や川の危険等） ・ <u>中学校区全体であいさつ運動を行う</u>	応援委員会 <u>各学年部</u> 生徒指導部 <u>生活委員会</u>
8 月	・グラウンド整備作業 ・新発田城清掃ボランティア ・CAP ワークショップ	・グラウンドの除草、整備 ・新発田城清掃活動を行う ・ <u>保護者と職員に実施</u>	PTA 環境整備部 生徒指導部 生徒指導部
9 月	・体育祭 ・ <u>秋の交通安全街頭指導</u>	・縦割り活動（異学年交流） ・ <u>登校する生徒に交通安全の声かけをする</u>	実行委員会 <u>PTA 生活指導部</u>
10 月	・合唱コンクール ・ <u>SNS に関する授業</u>	・縦割り活動（異学年交流） ・ <u>SNS 教育プログラムの実施</u>	実行委員会 <u>各学年部</u>
11 月	・愛の一声活動 ・いじめ見逃しゼロスクール運動 ・いじめ見逃しゼロスクール集会② ・SNS 講演会	・下校する生徒に声掛け ・各専門委員会がいじめ見逃しゼロの取組を実施 ・いじめの劇を見て、いじめ見逃しゼロに向けてできることを考える ・全校を対象に講演会を実施	PTA 生活指導部 いじめ対策委員会 健康推進部
12 月	・冬期休業中の生活指導	・終業式で全校生徒に指導	生徒指導部
1 月	・給食もったいない週間 ・ネットトラブル防止教室	・生産者や調理員との交流と食育指導 ・新入生保護者対象に講演会実施	健康推進部 健康推進部
2 月	・新入生入学説明会 ・3 年生による校舎清掃	・新入生保護者と生徒を対象に説明会 ・卒業前に 3 年間使用した校舎を感謝の気持ちを込めてきれいにする	教務+生徒指導部 3 学年部
3 月	・卒業式 ・年度末、年度始の生活指導	・メッセージ交換（異学年交流） ・各学級で生徒に指導	特別活動部 生徒指導部

(2) 早期発見の取組

① 基本方針

- ・生徒が話しやすい雰囲気を作ることで、生徒の些細な変化も見逃さないようにする。
- ・小さな兆候であっても軽視せず、積極的にいじめを認知し、早い段階から複数の教職員で的確に関わっていく。

② 具体的な取組内容

- ・生活記録ノート「ベスト」を活用し、生徒の交友関係や悩みを把握する。
- ・授業後の休憩時間や昼休みに「関わりパトロール」を行い、生徒との信頼関係の構築を図るとともに、生徒の様子を見取る。
- ・毎月スマイルアンケート（いじめアンケート）を実施し、相談内容とその対応、生徒に関する留意事項をネットワークに載せ、全教職員で情報を共有する。
- ・5月と11月に教育相談を実施し、学級担任が学級の生徒全員と話す機会を設ける。
- ・学級日より、学年日より、生徒指導日より等を活用しハートフル相談室や保健室の利用、相談窓口について生徒や保護者に周知する。

(3) いじめに対する処置

① 基本方針

- ・特定の教職員で問題を抱え込まず、情報を共有化し、速やかに組織的に対応する。
- ・被害生徒や相談してきた生徒の安全を守るとともに、教育的な配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。また、いじめの起きた集団に対しても丁寧に指導する。
- ・謝罪や反省文などの形式的なもので解決とするのではなく、生徒の社会性の向上や人格の形成に主眼を置き、望ましい人間関係が築けるよう継続して指導を進めていく。
- ・関係機関や専門機関との連携を積極的に進めていく。

② いじめの発見、通報を受けたときの対応

- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。また、生徒や保護者から相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。
- ・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。（加害生徒と隔離する。一人にしない等。）
- ・発見、報告を受けた教職員は、当該学年の学年主任に報告する。
- ・「いじめ防止対策委員会」を立ち上げ情報を伝える。
- ・「いじめ防止対策委員会」は関係生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無を確認する。また、指導や対応の方針を決定する。
- ・「いじめ防止対策委員会」で決定した方針は、各学年主任を通して全職員に知らせる。
- ・校長はいじめの事実確認の結果を新発田市教育委員会に報告する。
- ・当該学年主任は被害生徒、加害生徒の保護者に事実と今後の指導方針を説明する。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるとき、または、生徒の生命、身体、財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに新発田警察署生活安全課に通報し、援助を求める。
- ・いじめの類似行為にも同様の対応をとる。

③ いじめられた生徒とその保護者への支援

- ・いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、「あなたが悪いのではない」とい

うことを明確に伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

- ・生徒の安全確保のため、保護者に来校してもらい一緒に帰宅するように計らう。それができない場合は、教職員が家に送り届ける。
- ・いじめを**確認**したその日のうちに**家庭訪問等や連絡**を取り、**保護者に事実関係を知らせる**。
また、指導の方針や徹底して守り通すことを伝え不安を除去する。
- ・複数の教職員や保護者と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制を作る。また、状況に応じて、当該生徒の見守りを行うなど、当該生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ・いじめが解決したと思われた後も数ヶ月は声掛けを行うなど継続して支援を継続する。

④ いじめた生徒への指導とその保護者への助言

- ・いじめたとされる生徒からも**事情聴取**を行う。(被害生徒からの一方的な情報にならないように注意する。)
- ・いじめがあったと確認されたときは、複数の教職員が連携し、また、必要に応じて外部専門家の協力を得ながらいじめをやめさせ、その再発を防止する処置をとる。
- ・いじめを確認したその日のうちに**家庭訪問や連絡**を行い、保護者に**直接会い**事実関係と指導方針を知らせる。また、対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・いじめを行った生徒には、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒に謝罪を行わせる際には、以上のことを十分に指導してから行う。
- ・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、**心理的な孤立感や疎外感を与えないよう当該生徒の健全な人格の発達に配慮**する。特に、当該生徒の自尊感情を損なうことがないように留意する。
- ・教育上必要があると認めるときは別室登校などの処置をとるが、主観的な感情にまかせて一方的に行うのではなく、**保護者の協力の下、教育的配慮に十分留意**し、当該生徒が健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

⑤ いじめが起きた集団（傍観者、他クラスや他学年等）への働き掛け

- ・いじめは絶対に許されない行為であり、**見逃さないという態度を周知徹底**させる。また、いじめをはやしたてるなど同調する行為はいじめに加担していることだと理解させ、いじめを見ていた生徒とともに自分の問題として捉えさせる。
- ・全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

⑥ インターネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については被害の拡大を避けるため、直ちに本人、関係生徒、関係機関、又は業者に削除する処置をとる。
- ・必要に応じ、新潟地方法務局新発田支部や新発田警察署と連携し、適切に援助を求める。

(4) 重大事態への対処

① 重大事態の意味

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- 生徒が自殺した、または自殺を企図した場合 ○身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合 など

イ いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（「相当の期間」については年間30日を目安にするが、連続して一定期間欠席している場合には、教育委員会や学校の判断で迅速に調査する。）

※ 上記に該当しないと考えられるものでも、生徒や保護者から重大事態の申し立てがあった場合には、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

② 重大事態の報告

重大事態発生 学校→ 市教育委員会→ 新発田市長

※ 学校を設置する地方公共団体長への報告義務あり

③ 調査の主体について

ア 学校が主体となっていく場合（基本的には学校が主体となっていく調査を行う）

イ 市教育委員会が主体となっていく場合

※ 学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に、必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や学校の教育活動に支障をきたす場合には、市教育委員会が調査の主体となる。

④ 調査を行う組織

- ・重大事態に係る調査を行うために速やかに組織を設ける。
- ・「いじめ防止対策委員会」を母体として、重大事態の性質に応じて、市教育委員会の指導助言のもと適切な専門家を加える。
- ・この組織の構成については、公平性・中立性を確保するために当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない者（第三者、第三者機関）の参加を図る。
（例：市教育委員会 S S W 市担当弁護士 学識経験者 精神科医 職能団体等）

⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

- ・客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - ・不都合なことがあっても事実としっかりと向き合う。
 - ・「事実を明確にする」ために、いじめ行為が「いつ」「誰から」「どのような態様か」「いじめの背景」「児童生徒の人間関係」「学校・教職員の対処」を網羅的に明確にする。
- ア いじめられた生徒から聴き取りが可能な場合
- ・いじめられた生徒、在籍生徒、教職員から質問紙調査、聴き取り調査を十分に行う。
 - ・いじめられた生徒、情報提供をしてくれた生徒を守ることを最優先する。
 - ・いじめられた生徒には継続的な見守りを行い、落ち着いた生活の支援や学習支援等をする。
- イ いじめられた生徒から聴き取りが不可能な場合
- ・当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に保護者と今後の調査について協議し調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問調査や聴き取り調査などを行う。

⑥ 調査結果の提供、及び報告

- ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任
- ・この情報提供に当たっては、適時、適切な方法で経過報告をする。

- いじめ行為が「いつ」「誰から」「どのような態様で」「学校がどのように対応したか」
- ・他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮して適切に提供する。ただし、個人情報保護を盾に説明を怠らないようにする。
- ・質問紙法調査の実施によって得られたアンケートは、いじめられた生徒、その保護者に提供する場合があることを念頭におく。調査を行う際には、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明をする。
- ・調査を行う際には、調査方法及び情報提供の内容・方法・時期等について市教育委員会と協議し、必要な指導及び支援を受ける。

イ 調査結果の報告

- ・調査結果については、市教育委員会を通して、新発田市長に文書で報告する。
- ・いじめを受けた生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒または、その保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、市教育委員会をとおして、新発田市長に送付する。

4 家庭と地域との連携、その他の留意事項

(1) 学校間、家庭、地域の連携

- ・地域や家庭に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、学校だより等を通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
- ・より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、既存の「明るい子どもを育てる会」などの組織を活用し、学校と家庭、地域が組織的に連携、協働する体制を構築する。
- ・小中連携の取り組みを活用し、本丸中学校区の学校間連携を強化していく。

(2) 校内研修の充実

- ・全ての教職員の共通認識を図るため、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

(3) いじめ対策に向けた取組の評価

- ・「学校評価」を生かしたPDCAサイクルを実行していく。